

こんな討論がありました!

反対です 今回の条例改正は、実質的には国保税の値上げと理解している。国保税の今回の値上げは、後期高齢者支援費ということであるが、上げていない市町村もあり、反対です。

賛成です 診療費の増加が急激な伸びを見せ、支出が増大しました。そのため基金を取り崩して使わざるを得ません。そこまで国民健康保険の運営状況は厳しいというのが現実であり、値上げせざるを得ない状況になったものなので賛成です。



平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律及び政令等で規定されているものと、茨城県後期高齢者医療広域連合の条例に規定されているものがあります。今回は、桜川市が行う後期高齢者の事務に関する事、保険料に関する事、その他必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

主な質疑

問 今回の罰則規定はかかなり厳しいものではないかと思うが。
答 この罰則規定は法律の規定に基づき条例で定めるもので、桜川市だけが罰則規定を設けたわけではないのでご理解願います。
問 連帯納付義務者とはどのような人が想定されるのか。
答 法律第一〇八条の規定では、普通徴収による保険

料は被保険者本人が納付義務を負うほか、被保険者が属する世帯の世帯主と配偶者の方についても連帯して納付義務を負うこととされており。
具体的には、被保険者本人が世帯主でない場合は、世帯主と被保険者の配偶者が連帯納付義務を負い、世帯主である場合はその方の配偶者以外の方は、納付義務を負うことはないということです。

後期高齢者医療制度がスタート

〔桜川市後期高齢者医療に関する条例〕

こんな討論がありました!

反対です 後期高齢者医療に関する条例については、75歳になったら国保会計から切り離されて入れさせられたり、前期高齢者・後期高齢者と呼び方で差別されたり、さらに国保条例の改正も絡んできますので、この条例に賛成できません。75歳前後以降の人には、国民年金を払いたくても生活が大変で払えない人がたくさんおり、そういう点で条例には反対です。

賛成です 桜川市だけ後期高齢者医療制度に加入しないとするなら、どのようにすればよろしいのでしょうか。やはり、他の市町村と同じように後期高齢者の制度に加入していくことが桜川市の方向づけになるのではないのでしょうか。年金問題や医療事務の今後の変更の可能性については否定しませんが、今、条例を定めていくことが体制のもとでは大事であり、賛成です。

国保税が値上げされます

〔桜川市国民健康保険税条例の一部改正〕

国民健康保険法地方税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険税条例における後期高齢者医療制度に関連する条文の整備、医療費の増大による歳入不足にかかわる税率の改正を行うものです。

主な質疑

問 後期高齢者の人も実質値上げになると思うが。
答 国民健康保険の中に後期高齢者は入っておりませんので、値上げはありません。
問 所得割は、昨年値上げしたのではないか。国保税を上げたでしょう。
答 国民健康保険税の一般財源の繰り出しが非常に大きく、基金取り崩し等を踏まえ、市民の皆さんにも必

分の負担をいただきたく今回提案をするわけです。
問 県内市部平均と県内郡部平均と比較すると、改正後はどうなのか。また、応益割合が減るといふことの意味を説明願いたい。
答 十八年の市の部分の調定額は一人当たり八万三五一四円です。応益が減っているということは均等割と世帯割が下がっているということです。
問 基金の取り崩しに賛成できない。一般財源で賄われなかった理由は。
答 財政運営については、よく精査した中で活用させていたきたい。
問 医療費は来年も再来年も値上げするのか。
答 医療費に下がる要因はなく、必然的に上がっていくと思われる。

審議された議案と結果

印があるものは内容を掲載しています

- 慎重審議の結果、すべての議案を可決としました。
- 平成20年度予算
 - 一般会計予算
 - 国民健康保険特別会計予算
 - 老人保健特別会計予算
 - 農業集落排水事業特別会計予算
 - 公共下水道事業特別会計予算
 - 介護保険特別会計予算
 - 介護サービス事業特別会計予算
 - 後期高齢者医療特別会計予算
 - 水道事業会計予算
- 桜川市後期高齢者医療に関する条例
- 桜川市国民健康保険特定健康診査等負担金徴収条例
- 桜川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 桜川市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び桜川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 桜川市特別会計条例の一部を改正する条例
- 桜川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 桜川市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 桜川市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 桜川市大和ふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 桜川市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 桜川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 桜川市桜井農村公園の設置及び管理に関する条例
- 桜川市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 桜川市道路線の廃止について
- 桜川市道路線の認定について
- 平成19年度補正予算
 - 一般会計補正予算(第4号)
 - 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 老人保健特別会計補正予算(第2号)
 - 農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - 介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 野外趣味活動施設特別会計補正予算(第3号)
 - 岩瀬水道事業会計補正予算(第3号)
 - 真壁水道事業会計補正予算(第3号)
 - 大和下水道事業会計補正予算(第3号)
- 桜川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 道路特定財源の確保に関する意見書